

日本小学生バレーボール連盟ブロック設置要項

1. この要項は、日小連規約第5条第2項の規定に基づき設置する。

第1条 各ブロックの名称及び所属都道府県は、次のとおりとする。

| ブロック | 所属都道府県 |
|------|----------------------------------|
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森県・秋田県・岩手県・宮城県・福島県・山形県 |
| 関東 | 東京都・神奈川県・山梨県・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県 |
| 北信越 | 福井県・富山県・石川県・新潟県・長野県 |
| 東海 | 愛知県・静岡県・岐阜県・三重県 |
| 近畿 | 大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県 |
| 中国 | 岡山県・広島県・山口県・島根県・鳥取県 |
| 四国 | 愛媛県・香川県・徳島県・高知県 |
| 九州 | 福岡県・大分県・宮崎県・熊本県・長崎県・佐賀県・鹿児島県・沖縄県 |

第2条 各ブロックは、ブロック理事及びその他必要な役員を選出する。

第3条 この要項の改正は、評議員会において出席評議員の3分の2以上の賛成によるものとする。

附 則

この要項は、平成30年3月21日から施行する。